

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令案要綱

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（令和八年法律第三十五号）の施行期日は、令和八年十月十六日とする。